

## 5-1 申告・課税状況

### (1) 申告・課税状況

区分	申告状況			課税状況		
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	相続人の数	金額
取 得 財 産 價 額	外 人 - 7,759	千円 - 342,992,106	外 人 - 6,759	千円 - 312,392,694		
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 價 額	221	4,301,703	203	4,096,241		
債 务 控 除 額	4,146	25,477,207	3,548	21,548,806		
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 價 額	1,054	3,500,083	960	3,258,824		
課 税 價 格	7,798	325,316,685	6,805	298,198,953		
相 続 税 額	算 出 税 額 2 割 加 算 額 計	7,146 911 7,146	38,003,381 549,998 38,553,379	6,784 902 6,784	37,277,037 549,240 37,826,277	
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税 配 偶 者 未 成 年 者 障 害 者 相 次 相 続 外 国 税 額 計	310 1,190 58 371 213 - 2,016	178,241 8,394,041 18,540 446,394 233,067 - 9,270,282	290 1,026 36 209 175 - 1,639	171,859 7,789,799 13,799 319,369 160,418 - 8,455,243	
差 引 税 額			5,810	29,371,034		
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額			33	109,960		
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額			1	60,548		
小 計			5,801	29,200,525		
農 地 等 納 税 猶 予 税 額			24	233,381		
株 式 等 納 税 猶 予 税 額			-	-		
特 例 株 式 等 納 税 猶 予 税 額			10	193,646		
山 林 納 税 猶 予 税 額			-	-		
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額			-	-		
美 術 品 納 税 猶 予 税 額			-	-		
事 業 用 資 産 猶 予 税 額			-	-		
申 告 納 税 額	納 付 税 額 還 付 税 額		5,798	28,800,066		
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額			12	26,568		
遺 产 に 係 る 基 础 控 除 額		3,084	144,900,000	2,593	121,230,000	

調査対象等： 「申告状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区分	申告状況				
	課税価格		相続税額	税額控除	被相続人の数
	相続人の数	金額			
平成27年分	人 6,933	千円 297,690,147	千円 35,098,364	千円 8,444,071	人 2,722
平成28年分	7,078	305,440,555	35,099,551	9,303,467	2,810
平成29年分	7,428	329,576,966	40,393,902	9,262,251	2,993
平成30年分	7,675	334,659,815	41,100,084	11,284,898	3,071
令和元年分	7,798	325,316,685	38,553,379	9,270,282	3,084

区分	課税状況				
	課税価格		相続税額	税額控除	被相続人の数
	相続人の数	金額			
平成27年分	人 6,128	千円 273,134,839	千円 34,245,646	千円 7,426,673	人 2,300
平成28年分	6,265	279,944,674	34,229,535	8,323,853	2,372
平成29年分	6,529	302,478,100	39,533,217	8,271,634	2,524
平成30年分	6,681	306,963,193	40,236,144	10,249,977	2,589
令和元年分	6,805	298,198,953	37,826,277	8,455,243	2,593

区分	納付税額		還付税額	
	相続人の数	金額	相続人の数	金額
平成27年分	人 5,101	千円 24,476,948	人 9	千円 15,320
平成28年分	5,292	25,418,384	13	47,807
平成29年分	5,513	29,914,913	4	3,100
平成30年分	5,620	28,525,930	14	32,338
令和元年分	5,798	28,800,066	12	26,568

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	申告状況			課税状況			納付税額		還付税額	
	課税価格		被相続人の数	課税価格		被相続人の数	納付税額		被相続人の数	還付税額
	相続人の数	金額		相続人の数	金額		相続人の数	金額		
富山	人 1,046	千円 44,470,796	人 438	人 898	千円 40,085,992	人 363	人 754	千円 3,772,321	人 2	千円 4,345
高岡	875	34,307,663	346	777	31,312,588	296	659	2,710,665	1	4,883
魚津	438	16,550,301	194	384	14,317,148	160	329	913,067	1	65
砺波	394	15,165,015	148	353	14,124,128	130	287	1,009,883	-	-
富山県計	2,753	110,493,775	1,126	2,412	99,839,856	949	2,029	8,405,937	4	9,293
金沢	1,751	74,626,676	665	1,522	69,000,270	555	1,340	7,476,199	2	7,042
七尾	201	7,116,836	79	197	6,929,482	76	169	402,318	1	664
小松	500	20,237,698	197	449	18,820,799	171	383	1,622,489	1	215
輪島	138	5,439,516	47	128	4,951,170	40	115	609,013	-	-
松任	364	13,776,862	146	313	12,385,622	120	255	889,808	-	-
石川県計	2,954	121,197,588	1,134	2,609	112,087,343	962	2,262	10,999,827	4	7,921
福井	973	48,526,476	367	817	45,215,597	299	696	5,466,823	3	8,205
敦賀	213	9,985,301	93	189	9,183,189	78	164	1,239,851	-	-
武生	443	17,028,834	183	374	15,261,923	151	306	1,002,348	1	1,148
小浜	107	6,643,952	44	95	6,362,567	38	80	1,230,919	-	-
大野	108	3,531,601	45	94	3,077,523	37	82	149,475	-	-
三国	247	7,909,158	92	215	7,170,955	79	179	304,887	-	-
福井県計	2,091	93,625,322	824	1,784	86,271,754	682	1,507	9,394,303	4	9,353
総計	7,798	325,316,685	3,084	6,805	298,198,953	2,593	5,798	28,800,066	12	26,568

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 課税状況における申告又は処理の別

区分		課税価格		納付税額		被相続人の数
		相続人の数	金額	相続人の数	金額	
本年分	申告額	人 6,807	千円 297,350,796	人 5,809	千円 28,720,996	人 2,593
	修正申告による増差額	96	945,601	162	112,879	74
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	23	△ 97,444	40	△ 33,808	25
	決定額	-	-	-	-	-
	計	実 6,805	298,198,953	実 5,798	28,800,066	実 2,593
過年分	申告額	201	5,881,904	182	313,993	94
	修正申告による増差額	529	6,004,163	783	1,246,243	345
	更正による増差額	6	57,252	8	19,143	3
	更正等による減差額	106	△ 1,183,894	146	△ 232,803	82
	決定額	-	-	-	-	-
	計	実 833	10,759,425	実 1,104	1,346,576	実 465
合計	申告額	7,008	303,232,700	5,991	29,034,988	2,687
	修正申告による増差額	625	6,949,764	945	1,359,122	419
	更正による増差額	6	57,252	8	19,143	3
	更正等による減差額	129	△ 1,281,338	186	△ 266,611	107
	決定額	-	-	-	-	-
	計	実 7,638	308,958,378	実 6,902	30,146,642	実 3,058

調査対象等： 「本年分」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成30年中に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和元年11月1日から令和2年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成29年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (5) 加算税の状況

区分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	相続人の数	金額
本年分	人 1	千円 71	人 21	千円 3,054	人 -	千円 -
過年分	483	86,591	154	22,670	45	41,136
合計	484	86,662	175	25,724	45	41,136

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

## 5-2 課税価格階級別

### (1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	申告状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
5千万円以下	人 519	千円 21,719,190	千円 397,195	千円 242,034	千円 138,497	人 1,175
5千万円超	1,635	114,545,042	1,655,537	1,115,418	3,426,839	4,602
1億円〃	672	89,836,976	1,352,220	967,507	6,559,859	2,100
2億円〃	147	35,632,702	421,717	617,463	4,320,745	491
3億円〃	70	26,337,724	-	220,067	4,689,103	232
5億円〃	21	12,050,611	256,109	63,847	2,379,070	66
7億円〃	9	7,476,871	19,778	122,419	1,918,403	25
10億円〃	8	10,568,274	-	106,972	2,976,674	29
20億円〃	3	6,598,553	125,317	17,949	2,311,806	10
30億円〃	-	-	-	-	-	-
50億円〃	-	-	-	-	-	-
70億円〃	-	-	-	-	-	-
100億円〃	-	-	-	-	-	-
合計	3,084	324,765,943	4,227,873	3,473,677	28,720,996	8,730

課税価格階級	課税状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
5千万円以下	人 266	千円 11,973,689	千円 284,820	千円 134,491	千円 138,497	人 488
5千万円超	1,428	100,709,883	1,585,450	1,012,239	3,426,839	3,898
1億円〃	641	86,002,489	1,329,220	936,970	6,559,859	2,001
2億円〃	147	35,632,702	421,717	617,463	4,320,745	491
3億円〃	70	26,337,724	-	220,067	4,689,103	232
5億円〃	21	12,050,611	256,109	63,847	2,379,070	66
7億円〃	9	7,476,871	19,778	122,419	1,918,403	25
10億円〃	8	10,568,274	-	106,972	2,976,674	29
20億円〃	3	6,598,553	125,317	17,949	2,311,806	10
30億円〃	-	-	-	-	-	-
50億円〃	-	-	-	-	-	-
70億円〃	-	-	-	-	-	-
100億円〃	-	-	-	-	-	-
合計	2,593	297,350,796	4,022,411	3,232,418	28,720,996	7,240

調査対象等：「申告状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和2年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「5-1 申告・課税状況」と「5-2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	人数	申告状況											
		法定相続人員別被相続人											
		0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	人	4	103	210	164	30	8	—	—	—	—	—	—
5千万円超	人	10	167	471	595	299	67	11	10	4	1	—	—
1億円〃	人	2	43	182	233	153	33	10	3	4	2	2	5
2億円〃	人	—	6	32	52	40	10	4	1	1	—	—	1
3億円〃	人	1	5	13	18	22	9	1	—	1	—	—	—
5億円〃	人	—	1	5	7	6	2	—	—	—	—	—	—
7億円〃	人	—	—	3	5	1	—	—	—	—	—	—	—
10億円〃	人	—	—	1	2	4	1	—	—	—	—	—	—
20億円〃	人	—	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—
30億円〃	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50億円〃	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70億円〃	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100億円〃	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	人	17	325	918	1,077	555	131	26	14	10	3	2	6

課税価格階級	人数	課税状況											
		法定相続人員別被相続人											
		0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	人	3	86	132	43	1	1	—	—	—	—	—	—
5千万円超	人	9	161	438	519	235	47	9	6	3	1	—	—
1億円〃	人	2	43	174	221	143	33	10	2	4	2	2	5
2億円〃	人	—	6	32	52	40	10	4	1	1	—	—	1
3億円〃	人	1	5	13	18	22	9	1	—	1	—	—	—
5億円〃	人	—	1	5	7	6	2	—	—	—	—	—	—
7億円〃	人	—	—	3	5	1	—	—	—	—	—	—	—
10億円〃	人	—	—	1	2	4	1	—	—	—	—	—	—
20億円〃	人	—	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—
30億円〃	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50億円〃	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70億円〃	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100億円〃	人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	人	15	302	799	868	452	104	24	9	9	3	2	6

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況		
		被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額	
土地	田 (耕作権及び永小作権を含む。)	人 1,058 749 2,715 524 670 2,771	千円 17,563,859 4,356,339 68,369,392 405,062 8,080,277 98,774,929	人 898 641 2,256 459 570 2,306	千円 15,914,642 4,079,109 60,692,086 370,059 7,456,696 88,512,591	
	畠 (耕作権及び永小作権を含む。)					
	宅地 (借地権を含む。)					
	山 林					
	その他の土地					
	計					
家屋、構築物		実	2,626	20,250,996	2,201	17,667,008
事業(農業)用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	人 274 59 72 165 381	千円 703,875 167,210 214,302 816,460 1,901,847	人 233 47 57 132 319	千円 573,407 143,361 172,203 626,842 1,515,813	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等					
	売掛金					
	その他の財産					
	計					
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	人 334 1,869 342 936 2,189	千円 10,369,584 21,630,264 4,132,800 11,372,903 47,505,550	人 298 1,598 302 828 1,874	千円 10,068,252 20,132,802 3,531,776 10,641,048 44,373,877	
	同上以外の株式及び出資					
	公債及び社債					
	投資・貸付信託受益証券					
	計					
現金、預貯金等		実	3,078	127,460,908	2,587	117,321,017
家庭用財産		実	1,866	749,281	1,578	628,258
その他の財産	生命保険金等	人 910 127 129 2,582 2,707	千円 16,487,204 5,128,065 80,851 24,205,929 45,902,049	人 810 99 108 2,191 2,296	千円 14,806,650 4,737,853 70,240 21,997,899 41,612,641	
	退職手当金等					
	立木					
	その他					
	計					
合計		実	3,083	342,545,560	2,590	311,631,204
相続時精算課税適用財産価額		実	167	4,227,873	151	4,022,411
債務等	債務	人 2,739 3,018 3,052	千円 20,174,383 5,306,785 25,481,167	人 2,337 2,538 2,569	千円 17,062,599 4,472,639 21,535,238	
	葬式費用					
	計					
差引純資産価額		実	3,084	321,292,266	2,593	294,118,378
暦年課税分贈与財産価額		実	655	3,473,677	586	3,232,418
課税価格		実	3,084	324,765,943	2,593	297,350,796

調査対象等：「申告状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得了した者について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和元年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得了した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和2年10月31日までの申告（申告期限が令和2年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 1 「5-1 申告・課税状況」と「5-3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。